

(DC1) 教育企画・人材育成委員会規則

平成17年7月22日	制 定
平成18年4月21日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 教育企画・人材育成委員会（以下「委員会」という。）は、会員、土木技術者、土木系学生・生徒および学童を含む一般市民を対象としながら、中・長期的視点より社会基盤に関わる教育全般の企画と実施について具体案を提言し、実行することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は次の活動を行う。

- (1) 土木技術者の生涯教育に関するグランドデザインに関すること
- (2) 土木系学生・生徒に対する専門教育の調査と指針に関すること
- (3) 学童から一般市民までを対象とした社会基盤に係る啓発と教育に関すること
- (4) 上記の3点に係る学会戦略に関すること
- (5) その他、教育企画および人材育成に関すること

(構成)

第3条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会等を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、委員兼幹事長1名および委員25名以内（うち委員兼幹事10名以内を含む）とする。また、必要に応じて委員会顧問、副幹事長を置くことができる。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) また、小委員会等には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、教育企画部門主査理事が指名する。
- (2) 副委員長は、委員の中から1名を委員長が選任する。
- (3) 委員は、教育企画部門担当理事および会員の中から委員長が選任する。
- (4) 小委員会等の委員長は、委員の中から委員長が選任する。
- (5) 小委員会等の委員は、小委員会等の委員長が選任する。

2 教育企画部門担当理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員等の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、教育企画部門会議を経て、理事会において行う。

附則

本内規に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会において協議し、部門会議に諮って決定するものとする。

附則 この内規は、平成16年6月1日から運用する。

附則 (平成17年7月22日 理事会議決) この内規は、平成17年7月22日から施行する。

附則 (平成18年4月21日 理事会議決) この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。